

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 国土調査法による基本調査を実施する件
- 道路の供用を開始する件
- 肥料の登録の有効期間を更新した件

三頁 三頁 三頁

告 示

福島県告示第四百四十三号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第二条第一項第二号に規定する基本調査を次のとおり実施する。

平成二十六年七月二十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 国土調査として指定された年月日
平成二十六年六月二十四日
- 二 調査を実施する者の名称
福島県
- 三 調査地域
測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第二十七条第二項の規定により国土交通大臣の刊行した五万分の一の地形図のうち飯豊山、川治、御神菜岳、燧ヶ岳、守門岳、須原、八海山及び藤原（福島県の区域に限る。）の図幅内の地域
- 四 調査期間
平成二十六年七月二十二日から平成二十七年三月三十一日まで

（農村計画課）

福島県告示第四百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十六年七月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十六年七月二十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道四五九号	耶麻郡北塩原村大字北山字堰林五 五二五番一地从先から 同 郡同 村大字北山字堰林五 五二五番一地从先まで	平成二十六年七月二十二日

（道路計画課）

公 告

公告第二百十八号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、肥料の登録の有効期間を次のとおり更新した。

平成二十六年七月二十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

登録番号 (福島県)	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)			その他の規格	氏名又は名称	住所	更新した登録の有効期限
			窒素全量	りん酸全量	加里全量				
838	混合有機質肥料	混合有機質肥料BS1号	4.6	2.2	1.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、	出光興産株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目1番1号	平成29年7月14日

公定規 格のと おり。

(農業総合センター)